

グループホーム共栄の郷

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

医療法人やわらぎ
北広島市共栄町4丁目11-1

グループホーム共栄の郷・理念

1. グループホーム共栄の郷は、ひとりひとりのペースを守り、ともに支え合います。
2. グループホーム共栄の郷は、ご家族様や地域との触れ合いを大切にします。
3. グループホーム共栄の郷は、人となりを尊厳し、その人にとって安心できる空間・環境づくりを目指し支援します。
4. グループホーム共栄の郷は、その人を中心にご家族様と密に連携を図り、その人にとって深い絆を築いていきます。
5. グループホーム共栄の郷は、地域社会の一員としての生活を再編し、住みやすい街づくりに参加していきます。
6. グループホーム共栄の郷は、終の棲家としての機能やあり方を優先させるべく、スタッフ一同自己研鑽に励みます。

グループホーム共栄の郷ケア理念

1. ありのままのその人を受け入れ、その人らしく暮らしていけるよう支援します。
2. 地域や生活の中で、その人の役割を見つけていけるよう支援します。
3. コミュニケーションを重視し、その人の心に寄り添うケア目指します。

介護の内容

- ◎ スタッフは24時間・365日の体制でケアに当たります。
- ◎ その人の時間の流れに沿った生活形態を考えています。
- ◎ ご家族のご希望があれば、いつでも外出・外泊・宿泊が自由にできます。
- ◎ 医療機関とは緊密な連携を取ります。
- ◎ 連携医療機関を定期的に受診し、健康管理をさせていただきます。
- ◎ 緊急時には、救急車対応させていただき、すぐにご家族様へ連絡いたします。

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホーム共栄の郷でのサービスを提供するに先立ち、以下の通り重要事項を説明いたします。

1. 事業者

名 称	医療法人やわらぎ
所在地	空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
種 別	医療法人
代表者	理事長 湊屋 洋一
連絡先	電話 011-378-0091 FAX 011-378-0986

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難となった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活上の必要な介護の提供を行い、且つ、日常生活を通して、心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のある生活を保証する。また、利用者が有する能力に応じた可能な限り自立した生活を営むことを支援する。
運営方針	本事業所において、提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。介護計画については、おおむね6か月に一度の見直しを行うが、必要が認められた場合には、直ちに見直しを行う。 ② 利用者及びその家族に対し、サービスの内容と提供方法についてわかりやすく説明する。 ③ 適切な介護技術を以ってサービスを提供する。 ④ 常に提供するサービスの質の管理、評価を行う。 ⑤ 地域との連携を深め、社会の一員としての生活を保証する。

3. 事業所

名 称	グループホーム共栄の郷 いぶき・うらら
指定番号	0191300029
所在地	北広島市共栄町4丁目11-1
連絡先	電話 011-372-7055 FAX 011-375-9975
敷 地	928.02 m ²
建 物	居住数：18室（各ユニット9室）総戸数：18戸（各ユニット9戸）
延べ床面積	521.43 m ²
職員数	いぶき：6名 うらら：9名

4. ご利用居室

名称	グループホーム共栄の郷 いぶき
所在地	北広島市共栄町4丁目11-1
管理者	氏名：岩井 桃子
	保有資格：介護支援専門員・介護福祉士 ※兼務あり
連絡先	電話：011-372-7055 F A X：011-375-9975
敷地	構造：NSF工法
建物	延べ床面積：260.72 m ²
	居室数：個室9室
	入居定員：9名
利用居室	個室：9室
共有施設	食堂・居間・トイレ・風呂・洗面所・洗濯室・階段

名称	グループホーム共栄の郷 うらら
所在地	北広島市共栄町4丁目11-1
管理者	氏名：岩井 桃子
	保有資格：介護支援専門員・介護福祉士 ※兼務あり
連絡先	電話：011-372-7055 F A X：011-375-9975
敷地	構造：NSF工法
建物	延べ床面積：260.72 m ²
	居室数：個室9室
	入居定員：9名
利用居室	個室：9室
共有施設	食堂・居間・トイレ・風呂・洗面所・洗濯室・階段

5. 職員体制

いぶき

	常 勤		非常勤		保有資格
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管 理 者		1			介護支援専門員・介護福祉士
計画作成者		1			介護支援専門員・介護福祉士
介 護 職 員	5		1	1	介護支援専門員・介護福祉士 初任者研修・准看護師

うらら

	常 勤		非常勤		保有資格
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管 理 者		1			介護支援専門員・介護福祉士
計画作成者		1			介護支援専門員・介護福祉士
介 護 職 員	6		3		介護支援専門員・介護福祉士 初任者研修

6. 職員の勤務体制

区 分	勤 務 時 間	員 数
早 番	08：00～17：00	1名
日 勤	08：30～17：30	1名
遅 番	10：00～19：00 (9：30～18：30)	1名
午前勤	08：30～12：30	1名
午後勤	13：30～17：30	1名
夜 勤	17：00～翌09：30	1名

7. サービス内容

① 介護保険給付サービス

費用については、厚生労働省による介護報酬改定の都度変更があります。

(料金表別途添付)

種 類	内 容								
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当事業所は、本来個々の自由が認められており、時間での拘束は排除しておりますが、食事やおやつに関しては出来る限り皆さんで召し上がって頂いております。 ◆ 法人の管理栄養士により作成された献立を法人が契約している給食配給業者が調理したものを、利用者の要望や身体状況、嗜好等を考慮して、事業所の職員がその方にあった形態等で提供しております。 ◆ 基本的に食事はベッドから離れ、食堂で召し上がって頂きますが、身体状況等により、自室で個別対応させて頂く場合もあります。 ◆ 食事時間の目安は、以下の通りです。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>朝食</td> <td>7：00～ 8：00</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>12：00～13：00</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>17：00～18：00</td> </tr> <tr> <td>おやつ</td> <td>15：00～</td> </tr> </table> 	朝食	7：00～ 8：00	昼食	12：00～13：00	夕食	17：00～18：00	おやつ	15：00～
朝食	7：00～ 8：00								
昼食	12：00～13：00								
夕食	17：00～18：00								
おやつ	15：00～								
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者の状況に応じて、適切に排泄の自立を支援します。 ◆ オムツ汚染時は随時交換します。 								
入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本的に日中の時間帯に入浴していただきます。 ◆ 利用者の希望・身体状況を考慮して行います。 ◆ ご希望や身体状況により夜間の入浴も可能です。 ◆ 入浴ができない場合は、身体状況を考慮して自室での清拭等を行います。 								
日常生活上のお世話	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 離床 <ul style="list-style-type: none"> ～寝たきり防止のためベッドから離れる事を支援します。 ◆ 着替え <ul style="list-style-type: none"> ～季節や気候、その時々にあった着替えを支援します。 ◆ 整容 <ul style="list-style-type: none"> ～身の回りのお手伝いをします。 ◆ シーツ交換 ◆ 洗濯 								

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康管理 ～1日2回の検温と血圧測定、月に1度の体重測定その他、服薬、食事量や水分量、排泄回数などの管理を毎日行います。 ◆ 居室内及び共有部分の清掃 ◆ 役所の手続きの代行
機能訓練	離床援助、野外散歩の同行、家事共同作業により生活機能の維持・改善に努めます。
医療機関の受診等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 月に1度の主治医への定期受診や、体調不良時の外来受診を支援します。 ◆ 訪問歯科との連携により、口腔衛生を管理します。 ◆ 病状等の急変時には救急搬送等の対応を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

② 介護保険給付外サービス

ここからは介護保険給付対象外となります。

種類	内容
入居預り金	入居時預かり金としてご請求します。 100,000円 但し、退去時に退去月利用料として相殺させて頂き、残金は返金致します。
食 材 費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 食材費 朝食 ～ 370円/1食 昼食 ～ 450円/1食 夕食 ～ 410円/1食 ◆ おやつ代 おやつ ～ 100円/1食 サービス提供以外の個人で召し上がるものはお預かりしたお小遣いよりお支払い頂きます。 (外食や入院、体調不良等で欠食された場合は頂きません。)
おむつ代 ・ 理美容代 ・ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活保護の方のみ共益費 2,000円/1ヶ月 ◆ おむつ代は、実費をお預かりしたお小遣いよりお支払い頂きます。 ◆ 通帳・実印等の貴重品管理委託料 25円/1日 ◆ 関連医療機関以外の医療機関への受診 2,000円/1回 ※外出行事の入園料等についてもお小遣いよりお支払い頂きます。
居室の利用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般の方 42,000円/1ヶ月 ◆ 生活保護の方 30,000円/1ヶ月
水道光熱費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気・水道代 27,000円/1ヶ月 (入院や外泊等でご利用にならなかった日数分は頂きません。)
冬季暖房費	10月～翌年5月 7,500円/1ヶ月 (入院や外泊等でご利用にならなかった日数分は頂きません。)

③ その他留意事項

面 会	いつでも自由ですが、事業所内に入る場合は必ずインターホンにて職員にお声掛けください。 但し、感染症の流行時等に関しては面会を控えて頂く事や、日時の予約や時間等の条件付きでの面会に規制させて頂く事もありますのでご了承ください。
-----	---

外出・外泊	外出・外泊はいつでも自由ですが、事前に行先と帰設時間をお知らせください。また、変更のある場合は速やかにご連絡ください。但し、感染症の流行時等に関しては面会を控えて頂く事や、日時の予約や時間等の条件付きでの面会に規制させて頂く事もありますのでご了承ください。
住居・居室の利用	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って、大切にご利用ください。これに反した理由により破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
喫煙	禁止となっています。
飲酒	主治医の許可のもと、酒量・飲酒日を守っていただく事をお約束頂いた方のみ、認められています。
迷惑行為	騒音の発生、放歌高吟等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
所持金・現金等	貴重品や金銭については、原則としてご本人の責任で管理して頂きます。ご本人が管理できない場合は、当事業所でお預かりし、お小遣い出納簿にて記帳していきます。

8. 協力医療機関

名称	医療法人やわらぎ みどり野医院
所在地	空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
電話番号	011-378-2648
診療科	内科・循環器科・呼吸器科・整形外科・リハビリテーション科
協力医療機関の概要	外来診察及び訪問診療の実施～随時：医師・看護師・栄養士・セラピスト 入院の対応～24時間体制での受け入れ
名称	医療法人立靖会 ラビット歯科
所在地	北広島市新富町西2-1-14 ラフィネロジュマン102
電話番号	011-398-6330
診療科	歯科
協力医療機関の概要	訪問診療の実施～随時：医師・歯科衛生士
その他の協力機関	介護老人保健施設 ゆう 訪問看護ステーション マーガレット 居宅介護支援事業所 アザレア デイサービスセンター なのはな

9. 教育研修・会議等

採用時研修	採用1ヶ月以内に法人本部にて
施設内研修	採用後3ヶ月間、部署内での研修～計画・実施・評価 グループホーム内での勉強会の実施 法人内各委員会主催の研修会や外部研修への参加
検討会議等	①カンファレンス会議（モニタリング・ケアプラン更新時他随時開催） ②ケース会議（随時開催） ③課内ミーティング（毎月1回開催） ④運営推進会議（概ね2ヶ月に1回開催）

10. 苦情の申し立て

相談又は苦情に対する窓口・担当者の設置	担当者：管理者 岩井 桃子 ご利用時間：毎日 8：30～17：30 ご利用方法：電話 011 - 372 - 7055 面接 ライフサポート北広島面談室 投書 ライフサポート北広島玄関設置のご意見箱に投函してください。
苦情処理の体制・手順	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 苦情があった場合は、直ちに苦情担当者が相手方に連絡を取り、直接お会いして詳しい事情を伺うと共に、担当者からも事情を確認します。 ◆ 苦情担当者が必要であると判断した場合は、施設長を含めて検討会を行います。 ◆ 検討後、翌日までに必ず具体的な対応を行います。(利用者・火族への謝罪等) ◆ 記録を台帳に保管、法人苦情対応委員会へも報告し、再発防止に役立っています。
その他の窓口	北広島市役所保健福祉部高齢者支援課 011 - 372 - 3311 国民健康保険連合会 011 - 231 - 5161

11. 事故発生時の対応

連絡	事業者は、利用者に対する介護の提供による事故が発生した場合は、市町村及び法人本部、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる等、再発防止に努めます。
損害賠償	事業者は、利用者に対する介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 非常災害対策

防災設備	火災報知機・通報装置・消火器・スプリンクラー・防火扉・非常階段
防火訓練	年2回実施

13. BCP（業務継続計画）

感染症発生時	BCPの策定及び年2回以上の訓練の実施
非常災害時	BCPの策定及び年2回以上の訓練の実施

14. その他指針

重度化に関する対応指針	別途策定
身体拘束適正化に関する指針	別途策定

医療法人やわらぎ グループホーム共栄の郷

重度化に関する対応指針

I. 基本方針

グループホーム共栄の郷は、ホームを家とする利用者が、近い将来死に至ることが予見された場合に、医療処置による身体や精神の苦痛・苦悩の緩和に努めると共に、死に至るまでの期間、長年住み慣れた場所で親しい人々に囲まれて、その方にとって充実した生き方と自然で納得のいく死の迎え方ができるよう、日々の暮らしを援助することを基本方針とし、ケアに取り組む。

したがって、ホームとしては終末期の過ごし方や死の迎え方に、個々の価値観が存在する事や、看取る立場にある家族が過程の中で、逡巡し錯綜する事も理解した上で、本人並びに家族に対し、以下の確認を行うと共に、事前に理解を得た場合に看取り介護を実施する。

II. 急変時における基本的支援内容

- イ) 急変時においては、血圧測定・検温及びバイタルサイン（症状・兆候）を確認し、当法人と連携をとっている看護師に連絡し、判断を仰ぐ。
 - ロ) 救急搬送時は、当ホーム職員が付き添い、症状及び既往歴など、医師の必要とする情報を提供し、家族の到着まで付き添いを行う。
 - ハ) 緊急を伴う状況でない場合は、看護師及び協力医療機関の医師等の指示による、適切な処置方法、介護、観察を行う。
- 二) 同時に、家族への連絡を行い、必要な情報提供と説明を行う。

III. 入院時における基本的支援内容

- イ) 医療情報及び介護状況、入院に際し必要な情報を書面にて提供する。
 - ロ) 洗面用具等、当ホームで準備できる持ち物を用意する。
 - ハ) 入院中の付き添いは、原則家族により行ってもらう。
- 二) 病院及び家族にとって必要な連絡調整や連携等の援助を行うものとする。
- ホ) ホーム利用料の内、入院中における食材費及び水道・光熱費は、請求から除外されるが、室料は確保・保全の観点から請求する。
- ヘ) 但し、入院が1ヶ月以上に及ぶ場合や、事前に退院の目処が立たない場合は、本人及び家族との合意を持って契約解除とし、室料は退去日までの日割り請求とする。
- ト) そのため、入院先の病院のソーシャルワーカー等と連携をとり、早期に退院できるよう支援する。
- チ) 入院における費用は本人負担とする。

IV. 看取り介護の視点

イ) ホームにおける医療体制の理解

常勤医師の配置がなく、協力医療機関と連携し必要時は24時間の支援体制を確保して、医師の指示のもと、必要に応じた健康管理と苦痛の緩和に努めること。また、夜間は医療スタッフが不在で、事前に緊急時の対応を主治医や看護師と打ち合わせ、指示通りの対応を行うが、想定外の事態については、電話等で直接指示を受け対応することに理解を得る。

ロ) 病状の変化に伴う緊急時の対応

事前に考える病状の変化を、本人又は家族と共に看護し及び管理者が医師から説明を受け、緊急時の対応における助言を受ける。その上で、ホームに於ける対応を検討し、本人並びに家族の了解のもと、これに従い、看護師が医師の指示のもと緊急対応する。また、夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき、看護師と連絡を取って緊急対応を行う。

ハ) 家族との 24 時間の連絡体制の確保

事前に家族と緊急時の連絡先・連絡方法を確保しておく。

二) 看取り介護に対する家族の同意

事前に介護計画の定期連絡先及び決定者を確認しておく。また、緊急時・危篤時の病状内容、又は医師の往診が困難な場合等の、病院搬送の希望も確認しておく。

V. 看取り時における看護・介護の支援方法

イ) 看取り介護の判断

医師により、一般に認められている医学的知見から判断して、回復の見込みが少ないと判断され、医師による本人または家族への説明が行われた結果、本人並びに家族が終末期をホームで過ごす事を希望した場合。

ロ) 看取り介護の開始

医師がイ) の状況において、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者がホームの看護介護職員と共に、ホームででき得る見取りの体制計画を作成して示すと共に、医師の助言、家族の意向を再確認して、介護計画書を完成する。本計画は医師及び家族の諸留意による同意を以って開始とする。

但し、体制及び介護計画の説明を受けた上で、本人または家族が医療機関への入院を希望する場合、ホームは入院に向けた支援を行う。

ハ) 看取り介護の実施

介護計画は、必要に応じて本人及び家族の同意により、当法人の他事業所等の協力を得て実施されることがある。

介護の実施状況は、定期的に家族へ報告する事とし、病状の変化等に応じて、介護計画も見直すものとする。また、この際はイ) ロ) の段階を踏襲する。

家族の宿泊を含めた見守りを支援し、ホームの全職員が本人あるいは家族の身体的・精神的支えとなるよう勤める。

二) 看取り介護の内容

医師の助言のもと、本人並びに家族の同意により、ボディケア（バイタルサインの確認、環境整備、安寧・安楽・清潔・栄養と水分補給への配慮、排泄ケア、発熱・疼痛への配慮等々）の適切な実施に努める。

また、看取り介護の経過において、メンタルケア（ニーズの受容、身体的苦痛の緩和、精神的苦悩の傾聴、コミュニケーションの重視等々）及び、プライバシーの遵守等の適切な実施に努め、尊厳ある看取り体制に徹する。